

学校において予防すべき感染症による出席停止と諸手続きについて

生徒が下記の感染症に罹った場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、生徒本人の十分な休養と、他の生徒への感染防止のため、学校長の指示により「出席停止」となります。「出席停止」期間中は、出席すべき日数から除外され、欠席にはなりません。

出席停止手続きの流れ

- 1) 医療機関を受診して学校感染症(下表参照)と診断された場合は、速やかに学校(担任)まで連絡してください。学校より「学校感染症証明書」または「インフルエンザ罹患報告書」(インフルエンザに限る)「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」(新型コロナウイルス感染症に限る)を自宅へ郵送させていただきます。これらの用紙は、本校ホームページからもダウンロードし、印刷して利用いただくこともできます。
- 2) 医師の指示に従い、登校許可が出るまでは外出せず自宅で安静にしてください。
- 3) 医師により、感染の恐れがない(登校許可)と診断されたら、医師に「学校感染症証明書」を記入してもらい、登校時に担任へ提出してください。尚、医師に記入してもらう際に費用がかかる場合があります。

※ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、医師による証明書の記入は不要です。保護者が記入する「インフルエンザ罹患報告書」または「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」に、処方された薬品名・患者名がわかるもの(写し)と受診医療機関発行の領収書(写し)を添えて提出してください。

	対象感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※感染性胃腸炎について

本校では、医師に「感染性胃腸炎、または感染性胃腸炎の疑いがあるので登校を控えるように」と指示されて、学校長が認めた場合に、「第3種その他の感染症」として出席停止扱いとなります。ただし、上記感染症による出席停止の手続きと同じく、登校時に「学校感染症証明書」の提出が必要となります。